

別表1

(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

1 対象事業所・施設(※1, 2, 3)	2 基準単価	3 単位	4 補助対象経費	5 補助の額
通所介護事業所(※4)	通常規模型	537	事業所 職員による人員不足に伴う介護人材の確保 ①緊急雇用にかかる費用 ②割増賃金・手当 ③職業紹介料 ④損害賠償保険の加入費用 ⑤帰宅困難職員の宿泊費 ⑥連携機関との連携に係る旅費 ⑦一定の要件に該当する自費検査費用(介護施設等に限る。)	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設に(1)と(2)両方を補助することができる。 *なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。
	大規模型(Ⅰ)	684		
	大規模型(Ⅱ)	889		
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231	事業所	通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(代替サービス提供期間の分に限る。) ①緊急雇用にかかる費用 ②割増賃金・手当 ③職業紹介料 ④損害賠償保険の加入費用	
認知症対応型通所介護事業所	226	事業所		
通所リハビリテーション事業所(※4)	通常規模型 大規模型(Ⅰ) 大規模型(Ⅱ)	564 710 1,133		
短期入所生活介護事業所	27	定員	①緊急雇用にかかる費用 ②割増賃金・手当 ③職業紹介料 ④損害賠償保険の加入費用	
短期入所療養介護事業所	27	定員		
訪問介護事業所	320	事業所		
訪問入浴介護事業所	339	事業所	(2)職場環境の復旧・環境整備に係る費用 ①介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ②感染性廃棄物の処理費用 ③感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
訪問看護事業所	311	事業所		
訪問リハビリテーション事業所	137	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	事業所	④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
夜間対応型訪問介護事業所	204	事業所		
居宅介護支援事業所	148	事業所		
居宅療養管理指導事業所	33	事業所	④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
小規模多機能型居宅介護事業所	475	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	事業所		
介護老人福祉施設	38	定員	④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
地域密着型介護老人福祉施設	40	定員		
介護老人保健施設	38	定員		
介護医療院	48	定員	④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
介護療養型医療施設	43	定員		
認知症対応型共同生活介護事業所	36	定員		
養護老人ホーム(定員30人以上)	37	定員	④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
軽費老人ホーム(定員30人以上)	37	定員		
有料老人ホーム(定員30人以上)	37	定員		
サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	定員	④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
養護老人ホーム(定員29人以下)	35	定員		
軽費老人ホーム(定員29人以下)	35	定員		
有料老人ホーム(定員29人以下)	35	定員	④通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。) ・代替場所の確保(使用料) ・ヘルパー同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)	
サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	定員		

※1 事業所・施設について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所介護相当サービスは通所介護事業所(通常規模型)と、訪問介護相当サービスは訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

※4 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。